

厚生労働省発基安0131第26号

令和4年1月31日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案要綱

第一 事業者が空気調和設備を設けている場合の、労働者を常時就業させる室の気温について、十八度以上二十八度以下になるように努めなければならないものとする。

第二 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。